

京都市立学校外壁及び屋上防水点検調査業務委託に関する
公募型プロポーザル

評価要領

1 審査委員会

- (1) 審査委員会は、別表第1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査委員会には、審査委員長を置き、教育委員会事務局教育環境整備室長が務める。
- (3) 審査委員長は、審査委員会を代表し、会務を掌理する。
- (4) 審査委員会は、非公開とする。ただし、審査委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、審査委員長が定める。
- (5) 審査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育環境整備室において行う。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会において定めるものとする。
- (7) 提案者から提出された書類について、その内容の確認及び補足説明を受けることを目的として、審査委員会は提案者からヒアリングを行うことができることとする。なお、当該ヒアリング開催の有無は、審査委員長が決定するものとする。

2 業提案書の審査及び選定

(1) 審査の方法

審査委員会は、評価基準を基に、事業実績等、実施体制・実施方針、技術提案、事業費について、総合的に審査を行う。

ア 審査の結果、各審査員の評価を合計した点数（評価点）により順位を付する。

イ 評価点が同点の場合は、提示された事業費が低価である提案者を上位として順位を付する。提示された事業費も同額の場合は、くじ引により最優秀提案者を選定する。

ウ 第一位の提案を行った提案者を最優秀提案者（優先交渉権者）と、第二位の提案を行った提案者を優秀提案者（次点交渉権者）として選定する。

エ 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。

オ 応募者が1者の場合でも審査・選定を行う。

(2) 評価基準

別表第2の評価基準に従って審査を行う。

(3) 審査の日程

令和8年9月下旬（予定）

別表第 1

教育委員会事務局教育環境整備室長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局教育環境整備課長
教育委員会事務局教育環境整備室担当課長
教育委員会事務局教育環境整備室専門主事

評価基準

1. 審査

1 業績評価（配点：50点）

(1) 実績

提出された「業務実績一覧表」について、最大5件を対象に、1件あたり基礎配点を2点として、全面的な外壁等の調査に係る、無足場条件化での技術実績（※）には6点を追加する。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{基礎配点} \\ \hline 2 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術追加点} \\ \hline 6 \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{件数} \\ \hline \text{最大5件} \\ \hline \end{array}$$

（※）「赤外線装置、ドローン又はその両方を使用した調査」や「ロープアクセス技術等の無足場工法を利用した調査」等を指す。必要に応じて技術内容を確認する追加資料を求める。

(2) その他

内容	配点
市内中小企業	6
これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証	4

2 技術的評価（配点：80点）

① 調査手法 建物に適した調査方法の提案、他手法と比べた場合の優位性や合理性、安全性等	S(30点)	A(20点)	B(10点)	C(5点)	D(1点)
	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足
② 実施体制 調査実施責任者の有する資格の適正、現場への技術者の配置計画。当該調査に利する法人資格 工程計画の適正性等	S(30点)	A(20点)	B(10点)	C(5点)	D(1点)
	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足
③ 安全管理 無足場条件下での安全管理、緊急対応の適正等	S(10点)	A(5点)	B(3点)	C(2点)	D(1点)
	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足
④ 成果品の内容 調査結果の整理方法、写真、図表、報告書の見やすさ、劣化度評価の基準及び評価方法の適正、その他PR等	S(10点)	A(5点)	B(3点)	C(2点)	D(1点)
	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足

3 見積金額（配点：10点）

見積金額について、全提案者の見積金額の比較を行い、最も低い見積金額を基準として、次表のとおり5段階で評価する。なお、見積金額が著しく低廉であり、業務の履行に支障を来すおそれがあると思われる場合には、当該提案について減点又は評価対象外とすることがある。

S(10点)	A(6点)	B(3点)	C(2点)	D(1点)
最も低い見積金額	S評価に次いで低い見積金額	中位程度の見積金額	やや高い見積金額	高い見積金額